社会福祉法人丹穂会　役員等報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人丹穂会（以下「当法人」という）定款第８条および第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第２条　当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第３条　役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

（１）理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

磐田市内	５，０００円
その他	５，０００円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

磐田市内	５，０００円
その他	５，０００円

（改　廃）

第４条　本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。